

第386回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和4年1月31日(月)
10:00~11:00

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

(1) 点火いさり漁業許可の公示について(諮問)

(2) 令和3年度連合海区漁業調整委員会について(協議)

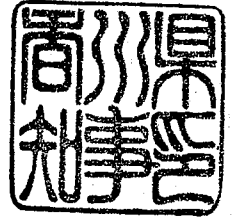
5 その他

3 水産第104717号
令和4年1月28日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 浜田 恵 造



点火いさり漁業許可の公示について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置
別添資料のとおり
- 2 許可の条件
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間
許可日から令和6年12月31日
- 4 申請期間
令和4年2月1日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
点火いさり漁業	塩飽諸島地先海面	1月1日から 12月31日まで	4	本島に漁業の根拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場ではその漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 使用光力は0.2キロワット以内のこと。
- (3) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

点火いさり漁業許可の公示について

1 趣旨

今般、本島漁協から、同漁協組合員 4 名が過去に受けていた許可を、自組合員 4 名が再開または引き継ぎ、新たに点火いさり漁業を営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。同漁協組合員 4 名はそれぞれ他種漁業を営んでいるが、近年、漁模様が芳しくなく、冬期における新たな収入源を確保するため、当該漁業に着業することで、漁家経営の安定化を図ろうとするものである。

当該漁業許可は有効期間満了から 10 年以上経過した許可であるが、本島漁協に当該操業区域内で操業している現業者がおり、再度 4 統が参入しても、資源や周辺の漁業への影響は軽微であると考えられること、また問題があれば同漁協が責任をもって対処する旨の要望書が提出されていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

資料 1-1 のとおり

3 今後のスケジュール

1 月 31 日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

2 月 1 日 申請受付

2 月 2 日以降 許可証交付

令和3年度連合海区漁業調整委員会について（協議）

1 広島・香川連合海区事前協議

(1) 開催日時、場所

日 時 令和4年1月12日（木）14:00～14:45
場 所 Web会議（両県庁会議室からWeb開催）

(2) 連合海区漁業調整委員会の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議で開催予定。

日 時 令和4年2月10日（木）14:00～
場 所 Web会議（香川海区委員：香川県庁本館12階第6、7会議室に参集）
会長県 広島海区

(3) 入漁協定表

ア. 入漁協定表(案)

香川から広島に入漁する小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種（戦車こぎ網）の操業区域について、禁止区域を明記する変更案が広島から示された。（本来は昨年行うべきであったが失念していた）

・法改正による漁業調整規則改正に伴い、当該禁止区域が許可の制限措置に移行したため、広島県の漁業者の許可内容に合わせる形で表記するもの。（内容は従来どおり）

上記以外については、香川から広島への入漁協定、広島から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、組合別の内訳等について、前年と変更なし。

イ. その他の事項等

特になし。

(4) 事務規程の改正

情報通信機器を活用して会議に出席できることを追記し、議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう修正する（文言の詳細は調整中）。

2 愛媛・香川連合海区事前協議

(1) 開催日時、場所

日 時 令和4年1月21日(金) 13:30~14:30

場 所 Web 会議 (両県庁会議室から Web 開催)

(2) 連合海区漁業調整委員会の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 会議で開催予定。

日 時 令和4年2月17日(木) 14:00~

場 所 Web 会議 (香川海区委員：香川県庁本館 12 階第 6、7 会議室に参集)

会長県 香川海区

(3) 入漁協定表

ア. 入漁協定表(案)

香川から愛媛への入漁協定、愛媛から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、漁協別の内訳等について、前年と変更なし。

イ. その他の事項等

愛媛県から入漁するか建網について、今年度も特に操業に関する問題なし。連合委当日は、愛媛海区事務局から、操業状況や例年行っている協議会がコロナの関係で開催されていないことを報告する。

その他、両県ともに漁業調整上の懸案事項は特になし。

(4) 事務規程の改正

情報通信機器を活用して会議に出席できることを追記し、議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう修正する(文言の詳細は調整中)。

3 岡山・香川連合海区事前協議

(1) 開催日時、場所

日 時 令和4年1月13日(木) 13:30~16:30

場 所 岡山県水産課会議室

(2) 連合海区漁業調整委員会の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議で開催予定。

日 時 令和4年2月16日(水) 14:30~

場 所 Web会議(香川海区委員:香川県庁本館12階第1、2会議室に参集)

会長県 香川海区

(3) 入漁協定表

ア. 入漁協定表(案)

①中部地区のはえなわ漁業(香川→岡山)

法改正に伴い、水島特定港に係る除外区域を“操業区域”から“許可の条件”に移行したため、入漁協定表の与島の操業区域から「及び水島特定港区域」を削除する変更案が岡山から示された。(昨年削除を失念したもの)

②中部地区のさわら流網の枠の移動(香川→岡山)

中部地区のさわら流網の入漁統数のうち、丸亀市漁協の1枠を多度津町漁協に移すことについて、地元関係漁協間で調整が整っていることから、変更案を提出する。

上記以外については、香川から岡山への入漁協定、岡山から香川への入漁協定とも、漁業種類、許可内容、許可枠の総数、組合別の内訳等について、前年と変更なし。

イ. その他の事項等

近年、岡山県西部周辺海域において、本県のさわら流しさし網及びまながつお流しさし網漁業の操業が活発化していることから、岡山県より、関係漁業者間の協議を申し入れたい旨の説明あり。このことについて、連合委当日に岡山県側の委員から発言がある見込み。

(4) 事務規程の改正

情報通信機器を活用して会議に出席できることを追記し、議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう修正する(文言の詳細は調整中)。

令和4年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表(案)

広島⇒香川

(令和4年2月 日協定)

漁業種類	統数	操業期間	操業区域	漁協別内訳	3年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船船びき網	10	自 7月 1日 至 12月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島 10	10	10	・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
さごし巾着網	7	自 6月 1日 至 7月31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島 7	7	0	・許可申請に当っては所属組合の組合長の意見書を添付すること。 ・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
きすさし網	48	自 6月 1日 至 7月31日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島 40 浦島 5 鞆の浦 3 小計 48	40 5 3 48	0 0 1 1	
さわら流しさし網	2	自 4月20日 至 6月15日 及び 自 9月 1日 至 11月30日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面。	走島 2	2	0	
まながつお流しさし網	10	自 6月 1日 至 9月30日	三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古三崎から田島東端見通し線以南の香川県海面。	走島 10	10	1	
いかなご込網	30	自 3月 1日 至 4月30日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島 30	30	0	
延なわ	20	自 1月 1日 至 12月31日	旧西讃海面。 (三豊市、観音寺市地先海面)	吉和 10 鞆の浦 10 小計 20	10 10 20	0 0 0	
手繰第2種	251	自 1月 1日 至 12月31日	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面。	鞆の浦 67 走島 40 田島 25 横島 32 吉和 60 尾道 2 千年 9 因島市 14 浦島 2 小計 251	67 40 25 32 60 2 9 14 2 378	14 5 9 18 4 2 3 13 0 68	
小型機船底びき網		自 12月 1日 至 翌年3月31日					
手繰第3種							
計	378				378	80	

香川⇒広島

令和4年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表(案)

(令和4年2月 日協定)

漁業種類	統数	操業期間	操業区域	漁協別内訳	3年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船船びき網	27	自 7月 1日 至 12月 31日	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以東の広島県海面。	伊吹	19	15	
				三豊市(旧大浜) 観音寺 西かがわ(旧豊浜町) 三豊市	1	0	
				小計	3	0	
				三豊市(旧栗島、旧志々島)	1	0	
				小計	3	1	
				小計	27	16	
流し刺し網	19	自 4月 20日 至 6月 20日	旧備後海区海面。 (三原市,尾道市,福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	三豊市(旧栗島、旧志々島)	4	0	旧栗島2、旧志々島2
				西かがわ(旧大野原) 観音寺 詫間(旧箱浦) 伊吹	2	0	
				小計	6	6	
				小計	1	0	
				小計	6	6	
				小計	19	12	
たこ壺	9	自 5月 1日 至 12月 31日	田島東端から円上島見通し線以東の広島県海面。	三豊市(旧志々島)	9	0	
手繰第2種	320	自 1月 1日 至 12月 31日	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。	三豊市, 観音寺市内各漁協	320	77	
				大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。ただし、福山市走島、同市宇治島及び同市横島の距岸500メートル以内の海面を除く。			
小型機船底びき網	3	自 4月 20日 至 5月 31日	旧備後海区海面。 (三原市,尾道市,福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詫間(旧箱浦) 三豊市(旧三崎)	2	0	
				小計	1	0	
				小計	3	0	
ごち網	8	自 3月 1日 至 3月 31日	旧備後海区海面。 (三原市,尾道市,福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詫間(旧箱浦) 三豊市(旧三崎) 三豊市(旧志々島)	8	0	詫間(旧箱浦)9、西詫間(旧三崎)2、栗島(旧志々島)2のうち
いかなご袋待網	386			三豊市(旧志々島)	386	105	
計					386	105	

令和4年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表 (案)

(令和4年2月 日協定)

香川海区から愛媛海区への入漁内訳				令和3年度内訳			
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	漁協名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びき網	27	5.15 ~ 翌1.15	仏崎から江の島東端見通し線以東の海面。 ただし、円上島高頂から大崎見通し線以北を除く。		三豊市(旧大浜) 三豊市(旧仁尾町) 観音寺 伊吹 西かがわ(旧豊浜町)	27	0 1 0 1 5 0
ローラー 吾智網	11	1.1 ~ 12.31 (従来の入漁区域) 11隻 5.1 ~ 5.31 (入漁拡張区域) 6隻	高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横島を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線及び津波島北端から高井神島北端見通し1,000メートルの点と津波島南端から明神島高頂見通し500メートルの点を結ぶ線の5直線に囲まれた区域。		詫間(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 三豊市(旧三崎)	11	0 0 0
さわら流網	19	4.1 ~ 7.31 9.1 ~ 11.30	燧灘海面 (旧越智郡西部海面を除く)		三豊市(旧栗島) " (旧志々島) 詫間(旧詫間) " (旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 観音寺 西かがわ(旧大野原) 伊吹 与島	19	0 0 0 0 0 6 0 1 1 0
小型機船 底びき網 (手繰第2種) (手繰第3種)	現有 三豊市・ 観音寺 市内の 許可を 有する もの	1.1 ~ 12.31	仏崎から魚島東端見通し線以東の海面。 ただし、禁止区域を除く。		三豊市内と観音寺市 内の各漁協	365	

令和4年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表 (案)

(令和4年2月 日協定)

愛媛海区から香川海区への入漁内訳				令和3年度内訳			
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	愛媛県漁協支所名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びき網	17	6.1~ 翌1.15	古三崎から百貫島高頂見通し線以南の海面。 ただし、九十九山高頂から宇治島西端見通し線 及び余木崎から大鷲島頂見通し線以東の海面を除 く。		三島 川之江 寒川	17	8 6 0
		5.15~ 翌1.15	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から豊島北 端を見通した線以南の海面。 ただし、余木崎から大鷲島頂見通し線以東の海面 を除く。				
さわら流網	7	4.20~ 6.15 9.1~ 11.30	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から円上島 頂見通し線以南の海面。		寒川	7	7
さっぱ刺網	3	8.1~ 11.30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	3	0
きす・かます 刺網	10	6.1~ 11.30	"	"、午前中は 操業禁止	川之江	10	10
かれい・こち 刺網	6	5.1~ 6.30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	6	6
かに建網	20	8.20~ 10.31	"	"	川之江	20	20
たい・はも・ あなご延縄	13	1.1~ 12.31	"	"	川之江	13	13
小型機船 底びき網 (手練第2種) (手練第3種)	現有隻数	1.1~ 12.31	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から高井神 島北端見通し線以南の海面。ただし、禁止区域を 除く。				

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

香川→岡山 1

(令和4年2月 日協定)

香川海区から岡山海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	3年度許可数	備考	
東 部 地 区	小型機船底びき網	141	土庄中央 海浦 北層 内海	35 69 7 11 19	5. 1 ~ 7. 31	岡山市と玉野市の境界から岡山県と兵庫県の境界までの岡山県海面、(旧和気・邑久海区海面)	相互入会 操業条件はR3. 3. 18 岡山・香川連合委協定のとおりに		
						岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島此崎見通し線以東の岡山県海面			
						玉野市地先海面 (ただし、鈍立地先海面を除く)			
						香 西 2			
中 部 地 区	まながつお流網	3	香 西 3	6. 1 ~ 9. 30	玉野市地先海面 (ただし、鈍立地先海面を除く)	香 西 2			
					玉野市地先海面 (ただし、鈍立地先海面を除く)	香 西 2			
					玉野市、倉敷市児島地先海面及び番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面、(ただし、島と島の間及び本島特定港区線を除く)	与 島 4			
					与 島 70				
東 部 地 区	小型機船底びき網	58	与 本 島 42 16	1. 1 ~ 12. 31	玉野市、倉敷市児島地先海面	与 本 島 42 16 (計 58)			
					玉野市、倉敷市児島地先海面	与 島 18			
					倉敷市児島地先海面	与 島 18			
					玉野市日比地先海面	与 島 18			
中 部 地 区	小型機船底びき網	112	高松市瀬戸内 112	1. 1 ~ 12. 31	玉野市日比地先海面	与 島 18			
					玉野市日比地先海面	与 島 18			
					玉野市日比地先海面	与 島 18			
					玉野市日比地先海面	与 島 18			
東 部 地 区	小型機船底びき網	164	坂出市 与 宇 多 丸 本 多 白 多	8 72 8 10 29 16 10 11	手線第2種 1. 1 ~ 12. 31	浅口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付近海面	相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は12統以内とする		
						坂出市	相互入会 操業条件はR3. 2. 岡山・香川連合委協定のとおりに		
						与 宇 多 丸 本 多 白 多	相互入会 操業条件はR3. 2. 岡山・香川連合委協定のとおりに		
						坂出市	相互入会 操業条件はR3. 2. 岡山・香川連合委協定のとおりに		

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

香川→岡山 2

(令和4年2月 日協定)

香川海区から岡山海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	3年度許可数	備考	
中 部 地 区	たいらぎ潜水器	35			12. 1. ～翌4. 20	倉敷市児島地先海面	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立 したもの	
	みるくいし潜水器 なみがい	備讃瀬戸 たいらぎ ・みるく いし潜水器 漁業同業 組合で統 定した統 数			12. 1. ～翌4. 20	倉敷市児島地先海面	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立 したもの	
	まさえ釣	5	与島 5		1. 1. ～ 12. 31	倉敷市児島地先海面	与島 1	許可を要す	
		7	与島 7		1. 1. ～ 12. 31	玉野市地先海面 (ただし、旧東児町地先海面を除く)	与島 1	許可を要す	
		1	与島 1		1. 1. ～ 12. 31	玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面	与島 0	許可を要す	
	さわら流網	19	与島 1 宇多津 1 丸亀市 7 本島 5 倉敷津町 1 多度津町 4		5. 1. ～ 6. 30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水島礁	与島 0 宇多津 0 丸亀市 1 本島 5 多度津町 4 (計10)	許可を要す	
		4	多度津町 4		5. 1. ～ 11. 30	倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以南の海面で、宇野甚平鼻から番所鼻見通し線以西、本島間の岡山県海面	多度津町 4	許可を要す	
	まながつお流網	46	坂出市 4 与島 16 宇多津 19 丸亀市 4 多度津町 3		6. 1. ～ 9. 30	岡山県倉敷市下津井灯籠鼻から空岡市島しよ部東部に至る県境付近海面	相互入会 操作条件はS55. 4. 1 岡山・香川連合委協定のとおり		
	さわら流網	2	三豊市 2		5. 1. ～ 7. 31 9. 1. ～ 11. 30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面	三豊市 0	許可を要す	
	点火ほこ突 (点火いさり)	6	観音寺 6		5. 1. ～ 7. 31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面	相互入会		
西 部 地 区	点火ほこ突 (点火いさり)	4	本島 4		11. 1. ～ 翌2月末	北木島、白石島、大飛島、小飛島各島周辺海面	本島 3	許可を要す	
	小型機船底びき網	78	三豊市 5 観音寺 28	詫間 20 伊吹 25	手繰第2種 1. 1. ～ 12. 31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面	相互入会		

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 1

(令和4年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別	内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	3年度許可数	備考	
東 音 地 区 (玉野市以東の関係組合)	小型機船底びき網	19	胸	上	19	直島東部海面	胸 上 19	許可を要す S41. 4. 8直島・胸上漁業協定	
		241	日生 伊豆 牛朝 九岡 小胸	町里 町町 日 日 日 市 市 上	110 8 8 33 15 8 5 8 46	小豆島北部香川県海面		相互入会 操業条件はR3.3.18 岡山・香川連合委協定のとおりに する	
		12	た	ま	の	12	大瀬島南端、錦島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島西端からブクベ島、ハジカミ鼻、島基平鼻を結んだ線以北の香川県海面	た ま の 1	許可を要す
	ざわら流しさし網	30	た	ま	の	30	小瀬島・大瀬島以東の旧中瀬海面	た ま の 20	許可を要す 旧日比26統の内、同時操業は16統 以内とする
		2	胸	上	2	2	小瀬島・大瀬島以東の旧中瀬海面	胸 上 2	許可を要す
		72	日生 色牛 朝	町 町 日	15 5 23 29	小豆島・千振島以東の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東瀬・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおりに する)	
		15	牛 朝	町 日	7 8	小豆島・千振島以西の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東瀬・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおりに する)	
	まながつお流しさし網	4	胸	上	2	2	直島・豊島地先海面	胸 上 2 た 2 (計 4)	許可を要す
	たこつぼなわ	3	胸	上	3	3	豊島家浦地先海面	胸 上 3	許可を要す
	いいだこつぼなわ	1	胸	上	1	1	豊島家浦地先海面	胸 上 1	許可を要す S38. 5. 8香川・岡山連合委協定
	まさえ釣り	7	た	ま	の	7	直島地先海面	た ま の 3	許可を要す
	ただこ釣り	5	た	ま	の	5	直島地先海面	た ま の 5	許可を要す

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 2

(令和4年2月 日協定)

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	3年度許可数	備考
中 部 地 区	小型機船底びき網	135	児島 31 第一田之浦吹上 9 本田之浦吹上 8 第一下津井 24 第二下津井 53 西 10	手繰第2種 (えびごぎ網漁業 に限る。) 1. 1. 1～12.31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線 更に弁天島西端からフレクベ島、ハシガミ島、手 島平鼻を結んだ線以北の香川県海面	14 2 4 8 15 8 (計 51)	許可を要す
		31	児島 31	手繰第2種 (えびごぎ網漁業 に限る。) 1. 1. 1～12.31	高松市大槌島東部地先海面		相互入会 関係漁協間の協定を要す 同時操業は10統以内とする
区 (倉敷市児島地区関係組合)	こ ち 網	9	児島 3 津 4 西 2	4.20～8.31	塩飽海面	2 4 2 (計 8)	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定
		1	児島 1	4.20～8.31	与島地先海面	0	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す
市 児 島 地 区 関 係 組 合	い かな ごと 込 網	6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 1 第二下津井 2 西 1	2. 1～6.30	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中 讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く)	0 0 1 2 1 (計 4)	許可を要す
		6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 1 第二下津井 2 西 1	7. 1～7.31	塩飽海面	0 0 1 1 1 (計 3)	許可を要す
大 型 網	い かな 込 網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 第一下津井 2 第二下津井 1	4.20～5.31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中 讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示 のとおり)	1 2 1 2 1 (計 7)	許可を要す
		9	児島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 第一下津井 2 第二下津井 1	6.15～8.31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中 讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示 のとおり)	1 2 1 2 1 (計 7)	許可を要す
大 型 網	大 型 いか 込 網	2	児島 1 西 1	大型いか込網 4.20～6.20 まながつお込網 6.21～8.31	高松沖海面	1 0 (計 1)	S40. 5.7及びS40. 7.6高松市沖魚込 網漁正協議会協定 但し52年の連合協定により5統か ら2統に減船 許可を要す

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 3

(令和4年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	3年度許可数	備考		
中部	さわら流しさし網	23	原島 4	5. 1 ~ 7. 31	塩飽海面	島 0	許可を要す		
			第一田之浦吹上 2			第一田之浦吹上 2			
中部	まながつお流しさし網	11	本田之浦吹上 6	6. 1 ~ 9. 30	塩飽海面	第一田之浦吹上 1	許可を要す		
			第一下津井 9			本田之浦吹上 1			
地区	かに'建網	1	第一下津井 1	8. 1 ~ 10. 31	手島西南海面	第一下津井 1	許可を要す		
			第一下津井 3			第一下津井 3			
地区	たこつぼなわ	22	第一田之浦吹上 4	5. 1 ~ 12. 31 ただし9. 1~ 9. 30を除く。	塩飽海面	第一田之浦吹上 3	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す		
			第一下津井 7			第一下津井 6			
地区	いいだこつぼなわ	10	第一下津井 1	5. 1 ~ 12. 31 ただし9. 1~ 9. 30を除く。	西塩飽海面	第一田之浦吹上 0	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す		
			第一下津井 1			第一下津井 1			
地区	いいたこつぼなわ	1	第一田之浦吹上 4	12. 1 ~ 翌4. 30	広島・手島間の海面	第一田之浦吹上 2	許可を要す		
			第一下津井 1			第一下津井 1			
地区	いいたこつぼなわ	1	第一下津井 1	1. 1 ~ 4. 30	高見島北部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3. 12高見・第一下津井漁協 協定		
			第一下津井 1			第一下津井 1			
地区	いいたこつぼなわ	1	第一下津井 1	1. 1 ~ 4. 30	本島東部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3. 16本島・第一下津井漁協 協定		
			第一下津井 1			第一下津井 1			
地区	いいたこつぼなわ	1	第一下津井 1	1. 1 ~ 4. 30	手島北部海面	第一下津井 1	許可を要す S41. 4. 10小手島・下津井・下西 漁協協定		
			第一下津井 1			第一下津井 1			
地区	いいたこつぼなわ	2	第一下津井 2	1. 1 ~ 4. 30	与島地先海面	第一下津井 2	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す		
			第一下津井 2			第一下津井 2			

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表(案)

岡山→香川 4

(令和4年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	3年度許可数	備考		
中 部 地 区 (倉敷市児島地区関係組合)	あなご延なわ	9	児島 1 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 2	1. 5 ~ 3. 31	小豆島東部海面	児島 0 第一田之浦吹上 4 本田之浦吹上 0 (計 4)	許可を要す S47.12.26内海町・児島地区関係漁協協定		
		20	児島 3 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 7 第一下津井 1 第二下津井 2 下下 1	1. 1 ~ 12. 31	本島、与島、小瀬居島、牛島の各島に より囲まれた海面	児島 1 第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 第一下津井 1 第二下津井 1 下下 1 (計 10)	許可を要す S43. 3.18塩船漁連・児島地区漁連協定		
	たいらぎ潜水器	23		12. 1 ~ 翌4. 20	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く)、坂出市(王越地先を除く)、宇多津町地先海面、多度津町(ただし白方地先を除く)	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したものと		
	みるくい なみがい 潜水器	備置戸数 たいらぎ のみ 潜水器 漁業関係 組合で決 定した統 数		12. 1 ~ 翌4. 20	(隻)(1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸亀市(5)多度津町 (但し許可証裏面図示のとおり) (隻)六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島南端、櫃石島を直線で順次結んだ線以北の海面 (ただし共同漁業権の区域を除く) (許可証裏面図示のとおり)	別紙(2)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したものと		
	点火いさり (点火ほこ突)	7	第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 下西 1	1. 1 ~ 12. 31	塩飽海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 3 下西 1 (計 6)	許可を要す		
		1	児島 1	1. 1 ~ 12. 31	本島、与島地先海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	児島 1	許可を要す		

令和3年度 岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 5

(令和4年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	3年度許可数	備考		
中 部 地 区 (倉敷市児島地区関係組合)	かにすくい網	40	児島 13	1. 1 ~ 12. 31	塩飽海面及び直島地先海面	島 0	許可を要す		
			第一田之浦吹上 13			第一田之浦吹上 5			
	まきえ釣り	8	本田之浦吹上 11	1. 1 ~ 12. 31	与島地先海面	津井 0	許可を要す		
			下 1			第一田之浦吹上 1			
			下 2			本田之浦吹上 1			
						(計 8)			
まだこ釣り	220	児島 27	4. 1 ~ 12. 31 ただし9. 1~ 9. 30を除く	東塩飽海面 (旧与島村、日本島村)	島 21	許可を要す			
		第一田之浦吹上 57			第一田之浦吹上 29				
		本田之浦吹上 56			本田之浦吹上 28				
		第一下津井 12			第一下津井 12				
		下 48			下 38				
		下 20			下 20		(計148)		
	34	児島 5	4. 1 ~ 12. 31 ただし9. 1~ 9. 30を除く	西塩飽海面 (広島以西)	島 2	許可を要す			
		第一田之浦吹上 12			第一田之浦吹上 3				
		本田之浦吹上 8			本田之浦吹上 4				
		第一下津井 1			第一下津井 1				
		下 8			下 7		(計 17)		
	16	第一田之浦吹上 2	4. 1 ~ 12. 31 ただし9. 1~ 9. 30を除く	与島地先海面	第一田之浦吹上 1	許可を要す			
		本田之浦吹上 4			本田之浦吹上 1				
		第一下津井 2			第一下津井 2				
		下 2			下 2				
					下 6		(計 7)		
	69	児島 28	4. 1 ~ 12. 31	直島地先海面	島 5	許可を要す			
		第一田之浦吹上 18			第一田之浦吹上 4				
		本田之浦吹上 10			本田之浦吹上 2				
		第一下津井 2			第一下津井 2				
		下 10			下 6				
		下 1			下 0		(計 19)		

令和3年度 岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 6

(令和4年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期 (自～至)	操業区域	3年度許可数	備考		
西 音 地 区 (倉敷市玉島以西の関係組合)	小型機船底びき網	217	黒崎連島 34 寄島町 81 大島美の浜 15 笠岡市 87	手繰第2種 (えびごぎ網漁業に限る) 1. 1 ~ 12. 31 手繰第3種 (そろばんごぎを 除く) 12. 1 ~翌3. 31 えびごぎ網漁業以外の 手繰第2種 1. 1 ~ 12. 31	県境付近海面 協定書のとおり	相互入会 相互入会 S60. 2. 28 岡山・香川連合委協定			
	さわら流しざし網	18	黒崎連島 2 寄島町 12 大島美の浜 4	5. 1 ~ 6. 30	県境付近海面 (流場はいずれも高見島以西の海面)	相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定			
	かに建網	6	黒崎連島 1 笠岡市 5	8. 1 ~ 10. 31	県境付近海面 (旧西讃海区)	相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定			
	こち・げた建網	6	寄島町 2 笠岡市 4	5. 1 ~ 7. 31	県境付近海面 (旧西讃海区)	相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定			
	まきえ釣り	6	笠岡市 6	1. 1 ~ 12. 31	佐柳島地先海面	許可を要す			
	まながつお流しざし網	5	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2	6. 1 ~ 9. 30	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2 (計 5)	許可を要す		
			黒崎連島 1						
			1	黒崎連島 1	6. 1 ~ 9. 30	手島、小手島北海面	許可を要す		

令和3年度 たいらぎ潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	8	坂出市 与島 本島 多度津町	1.2月1日～ 翌年4月20日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	7	児島 第一田之浦 第一下津井 下津井 下	1.2月1日～ 翌年4月20日	塩飽諸島（高見島周辺1500メートルの海面を除く）、 坂出市（王越地先を除く）、宇多津町地先海面、多度 津町（ただし白方地先を除く）	

令和3年度 みるくい、なみがい 潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい なみがい 潜水器	11	坂出市 0 与島 2 本島 5 多度津町高見 3 多度津町 1	12月1日～ 翌年4月20日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい なみがい 潜水器	7	児島 2 第一田之浦吹上 1 第一下津井 0 下津井 3 下西 1	12月1日～ 翌年4月20日	7隻 (1) 塩飽諸島 (2) 坂出市 (3) 宇多津町 (4) 丸亀市 (5) 多度津町 (ただし、許可証裏面図示のとおり) 0隻 六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、 樺石島を直線で順次結んだ線以北の海面 (ただし、共同漁業権の区域を除く。許可証裏 面図示のとおり)	